

○弘前市自転車等の放置防止に関する条例

平成 18 年 2 月 27 日弘前市条例第 93 号

弘前市自転車等の放置防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車等の放置を防止することにより、公共の場所の機能を確保するとともに街の美観を維持し、もって市民の安全で快適な生活環境の保持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車(以下「自転車」という。)及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車(以下「原動機付自転車」という。)をいう。
- (2) 放置 自転車等駐車場以外の公共の場所において、自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が自転車等を離れて直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、自転車等の放置の防止に関する必要な施策の実施に努めなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者等は、自転車等を放置しないように努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第5条 鉄道事業者は、旅客の利便に供するため、自ら自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長が自転車等駐車場を設置しようとするときは、その用地を提供するなど市長が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第6条 官公署、学校、図書館等の公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等の自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定等)

第7条 市長は、自転車等駐車場が整備されている地域内で自転車等の放置により市民の良好な生活環境が著しく阻害されると認める公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、当該地域を管轄する警察署その他関係機関と協議するものとする。

3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、放置禁止区域の変更又は解除について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第8条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等の放置をしてはならない。

(自転車等の放置に対する措置)

第9条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

2 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において、自転車等の放置により市民の良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対して、当該自転車等を適切な場所に移動するよう指導することができる。

3 市長は、自転車等の利用者等が前項の指導に従わず規則で定める期間自転車等を放置しているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(保管した自転車等に係る措置)

第10条 市長は、前条第1項及び第3項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、規則で定める期間自転車等を返還することができないときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金(以下「売却代金」という。)を保管することができる。この場合において、市長は、当該自転車等につき、買受人がないとき又は形状その他の要素を勘案して売却することができないと認めるときは、当該自転車等の廃棄等の処分をすることができる。

(保管した自転車等の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定による告示の日から起算して6か月以内に保管した自転車等の利用者等が判明したときは、当該保管した自転車等(当該保管した自転車等を売却した場合にあっては、売却代金)を返還しなければならない。

(費用の徴収)

第 12 条 市長は、第9条第1項又は第3項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還する場合は、当該自転車等の撤去及び保管に要した費用として、自転車にあつては1台につき 2,090 円、原動機付自転車にあつては1台につき 3,140 円を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

本条…一部改正〔平成 25 年条例 60 号・31 年2号〕

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年2月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の弘前市自転車等の放置防止に関する条例(平成8年弘前市条例第 30 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 25 年 12 月 24 日弘前市条例第 60 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年4月 1 日から施行する。

(弘前市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第9条の規定による改正後の弘前市自転車等の放置防止に関する条例第 12 条の規定は、施行日以後に自転車等を返還する場合の費用について適用し、施行日前に自転車等を返還する場合の費用については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年3月 22 日弘前市条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(行政財産使用料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条、第3条から第8条まで、第 10 条、第 12 条、第 14 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条から第 28 条まで、第 31 条、第 32 条、第 34 条から第 39 条まで、第 41 条から第 46 条まで、第 48 条及び第 50 条の規定による改正後の弘前市行政財産使用料徴収条例、弘前市岩木ふれあいセンター条例、弘前市岩木嶽さわやかホール条例、弘前市岩木常盤野コミュニティセンター条例、弘前市昂地区集会所条例、弘前駅市営駐車場条例、弘前市自転車等駐車場条例、弘前市斎場条例、弘前市生きがいセンター条例、弘前市岩木カントリーエレベーター条例、弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例、弘前市農村交流施設条例、弘前市伝統産業会館条例、弘前市まちなか情報センター条例、弘前市立観光館条例、弘前市岩木山百沢スキー場条例、弘前市都市公園条例、弘前市藤田記念庭園条例、弘前市野外活動施設条例、弘前市

営住宅条例、弘前市都市改造記念会館条例、弘前市文化財施設条例、弘前市立学校使用料徴収条例、弘前市立博物館条例、弘前市鳴海要記念陶房館条例、弘前市立百石町展示館条例、弘前文化会館条例、弘前市岩木文化センター条例、弘前市民会館条例、弘前市体育施設条例、弘前市多目的広場条例、弘前市B&G海洋センター条例、弘前市農業用排水施設条例、弘前市民文化交流館条例及び弘前市泉野多目的コミュニティ施設条例の規定は、平成31年10月1日(以下「基準日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、基準日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(弘前市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第9条の規定による改正後の弘前市自転車等の放置防止に関する条例第12条の規定は、基準日以後に自転車等を返還する場合の費用について適用し、基準日前に自転車等を返還する場合の費用については、なお従前の例による。